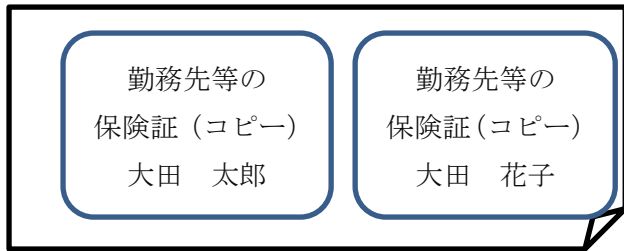


# 郵送による国民健康保険脱退手続きについて

就職や扶養認定により勤務先等の健康保険に加入した場合は、大田区の国民健康保険の脱退の届出が必要です。郵送でも受け付けておりますので、必ず手続きをお願いいたします。

平成28年1月よりマイナンバーの実施に伴い国民健康保険の届出の際、本人確認が厳格となります。郵送による本人確認にも「身元確認」と「番号確認」が必要です。

## ① 勤務先等の保険証のコピー（加入者全員分）

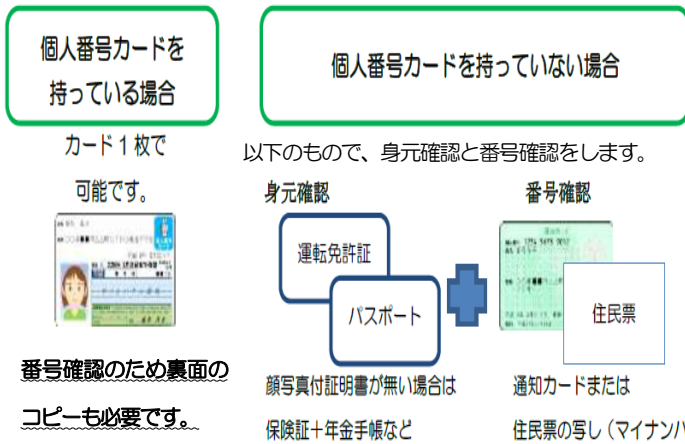


## ② 大田区の国民健康保険証



※紛失または処分してしまった場合は、届出書の備考欄にその旨お書き添えください。

## ③ 世帯主の本人確認できるもののコピー



## ④ 国保の脱退届出書（裏面）

HPでダウンロードしたものか、窓口で配布しているものをご利用ください。

国民健康保険異動届出書		平成○年○月○日届出(受付)
届出する届出 口 国保 口 年金	届出に 来た方 大田 太郎	世帯主 世帯員 ( ) 代理人 ( )
異動事由 口 入る 口 やめる 口 その他	代理人の方はお書きください 本人との関係 ( )	世帯主 世帯員 の電話 ( )
住所 世帯主	大田区蒲田五丁目13番14号 OOマンション 201	代理人の電話 ( )
異動される方全員の氏名		
フリガナ	オオタ タロウ	性別 続柄
氏名	大田 太郎	男 ○・○・○ 世帯主
フリガナ	オオタ ハナコ	性別 続柄
氏名	大田 花子	女 ○・○・○ 妻
フリガナ		性別 続柄
氏名		無し 個人事業主
フリガナ		無し 個人事業主
氏名		無し 個人事業主
フリガナ		無し 個人事業主

① ~ ④を下記の宛先にお送りください

〒144-8621  
大田区蒲田5-13-14  
大田区役所  
国保年金課 国保資格係 行 切手

- 1回分の支払い金額は、年間保険料を納入通知書送付月から3月（年度末）までの月数で割った金額となっています。したがって、1回分の支払い金額が1ヵ月分の保険料となりません。このため、保険料がやめた月以降にも残る場合や、納め過ぎとなる場合があります。保険料額に不足が生じる場合には、変更通知書と共に納付書をお送りします。保険料が納め過ぎになる場合は、変更通知書で変更した保険料額をお知らせした後、還付の通知をお送りします。

### ○ 他保険加入後は大田区の国民健康保険証は使えません。

大田区の国民健康保険証を使って医療機関を受診していた場合、医療費の7割（または8割、9割）を返還していただく場合があります。保険証が変わったことを医療機関に伝えてください。